

農産物規格規程（平成 13 年農林水産省告示第 244 号）の一部を改正する件について

令和 4 年 2 月
農林水産省農産局

1 改正の趣旨

令和 3 年 5 月の「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会とりまとめ」を踏まえ、農産物検査の合理化を図るため、農産物規格規程（平成 13 年農林水産省告示第 244 号）のうち、国内産水稻うるち玄米に係る品種銘柄、従来の素材以外の素材に対応する新たな包装規格及び機械鑑定に関する規格について見直しを行う。

2 改正の内容

水稻うるち玄米の規格について以下のとおり改正する。

（1）水稻うるち玄米の規格（第一の二（二）のイ関係）

水稻うるち玄米の規格について、「産地品種銘柄」に加えて「品種銘柄」を新設。

（2）従来の素材以外の素材の包装規格（第一の二（三）のロ（へ）関係）

麻袋、樹脂袋、紙袋、フレキシブルコンテナバック等従来の荷造り及び包装規格に加えて、従来の素材以外の素材の包装規格を規定。

（3）水稻うるち玄米の品位規格に関する規格（第一の二（三）のハ関係）

機械鑑定による品位の規格を追加。

（4）その他

その他所要の改正を行う。

3 施行期日

令和 4 年 3 月 30 日

○農林水産省告示第四百八十号

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第十一条第一項の規定に基づき、農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正したので、同条第二項の規定に基づき、施行期日を令和四年三月三十日と定め、公示する。

令和四年二月二十八日

農林水産大臣 金子原二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一 国内産農産物 一 (略) 二 玄米 (一) (略) (二) 銘柄 イ 水稻うるち玄米 (イ) 品種銘柄 あいちのかおり あきげしき あきたこまち 秋田六三号 あきだわら 秋のきらめき アキヒカリ あきまさり あきろまん アケボノ 朝日 あさひの夢 あわみのり 淡雪こまち いただき 一番星 いなほっこり 笑みの絆 縁結び オオセト 大粒ダイヤ おてんとそだち かけ はし 華麗舞 歓喜の風 キヌヒカリ きぬむすめ きら りん ぎんさん 恋の予感 こいもみじ 越路早生 越の かおり コシヒカリ 五百川 ササニシキ さとじまん 新生夢ごこち 千秋楽 大地の風 たちはるか ちほみの り ちゆらひかり チヨニシキ つきあかり ツクシホマ レ つくばSD一号 つくばSD二号 つぶぞろい 天竜 乙女 トドロキワセ とねのめぐみ どまんなか トヨニ シキ 豊橋一号 とよめき どんとこい 中生新千本 な つしずか ナツヒカリ にこまる 日本晴 農林四八号 はいごころ ハイブリッドとうごう三号 ハイブリッドと うごう四号 はえぬき ハツシモ ハナエチゼン ぴかま る ひとめぼれ ヒノヒカリ 姫ごのみ フクヒカリ 北 陸一九三号 ほしじるし ほむすめ舞 まいひかり まい ひめ まなむすめ みえのえみ みえのゆめ み系三五八 ミズホチカラ みずほの輝き みつひかり ミネアサヒ みねはるか みのりの郷 ミルキークイーン ミルキー プリンセス めんこいな 萌えみのり やまだわら ゆう だい二一 ゆきの精 夢いっぱい ゆめおばこ ゆめしな	第一 国内産農産物 一 (略) 二 玄米 (一) (略) (二) 銘柄 イ 水稻うるち玄米 (新設)

(ロ) 夢の華 ゆめひたち ゆめまつり レイホウ		(ロ) 産地品種銘柄 (略)	
(イ) ロ・ハ (略)		(イ) 規格	
(イ) 量目		(イ) 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 (略)	
(イ) 紙袋詰めの場合 (略)		(イ) ポリエチレンフィルム袋詰めの場合 (略)	
(イ) その他の場合		(イ) 三〇キログラム又は二〇キログラム。	
(イ) 荷造り及び包装		(イ) (イ) (ホ) (略)	
(イ) その他		(イ) (イ) から (ホ) までに掲げるもの以外のもの	
項目	規格	引裂強さ (mN)	縦二八八〇mN以上かつ横三二七〇mN以上のもの
引張強さ (kN/m)	縦一二・五kN/m以上かつ横七・八kN/m以上のもの	伸び (%)	縦二・三%以上かつ横四・八%以上のもの
落下強度	高さ一・二メートルから十回落下させ、破袋しないもの	防滑角度 (度)	縦三〇度以上かつ横二六度以上のもの
ハ 品位			
(イ) 水稻うるち玄米 (一)			
(略)			
(ロ) 水稻うるち玄米 (二)			

(ロ) 産地品種銘柄 (略)		(ロ) ロ・ハ (略)	
(イ) 規格		(イ) 量目	
(イ) 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 (略)		(イ) 紙袋詰めの場合 (略)	
(イ) ポリエチレンフィルム袋詰めの場合 (略)		(イ) (新設)	
(イ) 荷造り及び包装		(イ) (イ) (ホ) (略)	
(イ) (新設)		(イ) (イ) から (ホ) までに掲げるもの以外のもの	
項目	規格	引裂強さ (mN)	縦二八八〇mN以上かつ横三二七〇mN以上のもの
引張強さ (kN/m)	縦一二・五kN/m以上かつ横七・八kN/m以上のもの	伸び (%)	縦二・三%以上かつ横四・八%以上のもの
落下強度	高さ一・二メートルから十回落下させ、破袋しないもの	防滑角度 (度)	縦三〇度以上かつ横二六度以上のもの
ハ 品位			
(イ) 水稻うるち玄米			
(略)			
(新設)			

規格項目	a	容積重 (g/l)
	b	白未熟粒 (%)
	c	水分 (%)
	d	死米 (%)
	e	胴割粒 (%)
	f	砕粒 (%)
	g	着色粒 (%)
	h	異種穀粒 (%)
	i	異物 (%)
規格項目の表示方法	規格項目のうち a から g までは、測定値を表示することとする。	
	h の測定値が 〇・四 % 以下の場合「基準値以下」、〇・四 % を超える場合は「基準値超」とそれぞれ表示することとする。i の測定値が 〇・二 % 以下の場合「基準値以下」、〇・二 % を超える場合は「基準値超」とそれぞれ表示することとする。	
(ハ)	二	(略)
附	一	五 (略)
	六	包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行ったものを使用していなければならない。
	七	荷造り及び包装のその他については、農産局長が別に定めるガイドラインに基づき、素材の性質を踏まえ、項目の一部を省略できるものとする。
	八	水稲うるち玄米 (二) の規格項目は、用途や品種の特性を踏まえ、農産局長が別に定めるガイドラインに基づき、規格項目の証明の一部を省略することができるものとする。

(ロ)	二	(略)
附	一	五 (略)
	六	包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋、紙袋又はポリエチレンフィルム袋又はフレキシブルコンテナバッグを使用していなければならない。
	(新設)	
	(新設)	

定義	一 (略)	二 容 積	重―ブラウエル穀粒計又は電気式穀粒計で測定した一リットルの重量をいう。
三 十二 (略)	三 十三 (略)	補 則 (略)	第二 (略)
定義	一 (略)	(新設)	二 十二 (略)
三 十二 (略)	三 十二 (略)	補 則 (略)	第二 (略)